

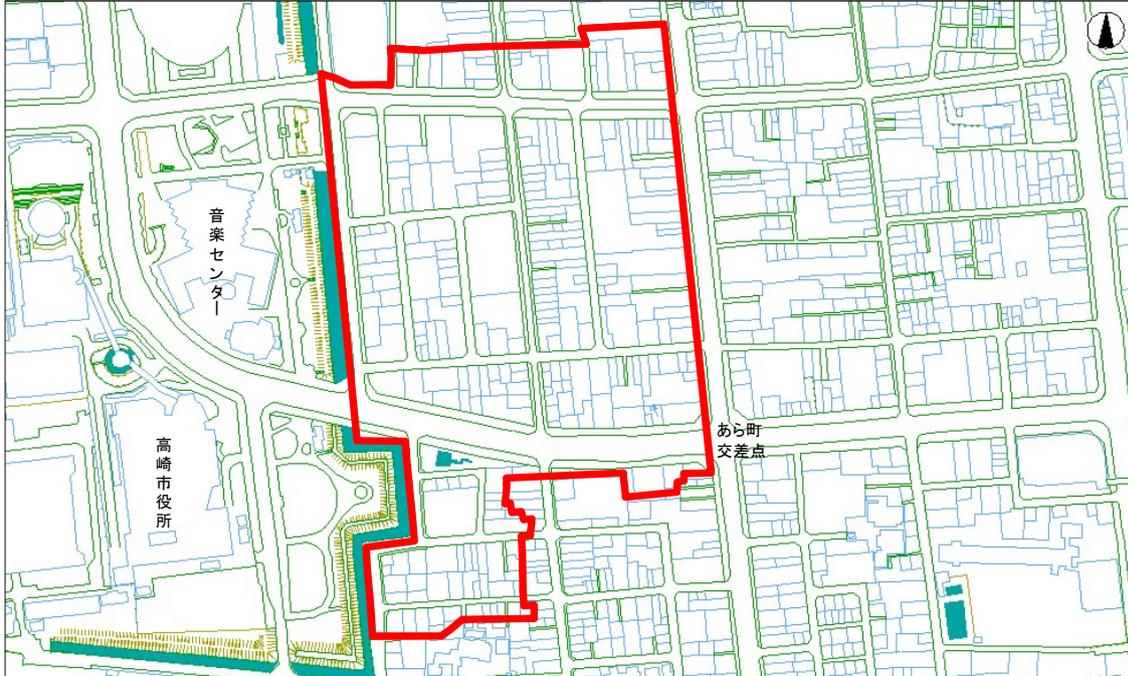
8月3日から新しい地番（番地）になります。

城址周辺土地区画整理事業は昭和56年1月20日から事業を開始し、皆様のご協力によりまして工事も完成し、事業の収束に向かって事務的な整理をしているところです。

この度関係権利者に対し換地処分のお知らせを行い、換地処分の公告日が**平成25年8月2日**と決定されました。

公告をいたしますと**翌日（8月3日）**から町界が変更され、また区画整理地区内においては、すべての土地が、新地番（新住所）を使用することになりますので、1日も早く慣れていただくよう、みなさんのご協力をお願いいたします。実施にあたっては、皆さんに知っていただきたいこと、また必要な手続きについてお知らせします。

新住所になる対象区域



市役所の公簿・台帳等の住所の変更

市役所の住民基本台帳、印鑑登録票等の諸公簿や、国・県等の関係官庁にある公簿は各機関で変更されますが、次の場合は本人の申請によらなければなりません。

①戸籍の本籍

変更は不要です。

今回地番が変更される場所に本籍を置いている方については、本人からの申出書の提出により更正されます。

②法人登記（代表取締役の方の住所変更も含まれます）

本店（主たる事務所） 2週間以内に法務局へ変更登記申請をすることになっています。

支店（主たる事務所） 3週間以内に法務局へ変更登記申請をすることになっています。

③不動産登記（土地、建物）

不動産の表示は職権で更正されますが、所有者の住所は変更登記をしなければなりません。これは必要の生じたときに結構です。

法務局・市役所が変更手続きをするもの

公簿名	更正欄	説明
住民基本台帳	住所欄	市役所で新しい住所に書きかえます。
印鑑登録票		
選挙人名簿		
国民健康保険台帳		
国民年金被保険者名簿		
土地登記簿	表題部の所在欄	前橋地方法務局高崎支局で書きかえます。 ただし、所有名義人などの住所は本人の申請があるまでは変わりません。
建物登記簿		

みなさんがご自分で地番(番地)変更の手続きをさせていただくもの

件名 (こういうことは)	該当者 (誰が)	申請・届出先 (どこへ)	手続き期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)		
換地処分公告後、数ヶ月間は土地区画整理により登記閉鎖となりますので、 不動産登記の変更手続きは登記事務停止解除後をお願いいたします。						
不動産登記	土地・建物所有者の表示(住所)変更登記	土地・建物の所有者	前橋地方方法務局 高崎支局 (027-322-6315)	期限はありませんが売買等に必要となりますので、書きかえ手続きを完了しておいた方がよろしいかと思われま。	変更証明書・印鑑・登記申請書・(委任する場合は委任状)	
	抵当権者などの表示(住所)変更登記	土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記などの権利者として登記をしている方				
商業・法人登記	会社などの法人登記及び商業登記の表示(住所)変更と代表者の住所変更	法人の代表者	前橋地方方法務局 本局 (027-221-4466)	本店については実施後2週間以内に、支店については3週間以内に変更手続きをしてください。	変更証明書・印鑑・登記申請書・(委任する場合は委任状)	
	自動車運転免許証の住所及び本籍変更	左記の免許証をお持ちの方	高崎交通安全協会 (027-361-1101) 群馬県総合交通センター (027-253-9300)	すみやかに変更の手続きをしてください。	変更証明書・免許証 (本籍を変更する方は本籍記載の住民票が必要になります。)	
免許等	パスポート	パスポートをお持ちの方		最終ページの住所欄をご自分で訂正してください。		
車検等	自動車検査証等の住所変更	自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	関東運輸局 群馬運輸支局 (050-5540-2021)	お立ち寄りの際に変更の手続きをしてください。	変更証明書・印鑑・車検証	
	軽自動車検査証等の住所変更	軽自動車(軽四輪・軽三輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会 群馬事務所 (027-261-4621)	お立ち寄りの際に変更の手続きをしてください。	変更証明書・印鑑・車検証	
保健所関係	小児慢性特定疾患医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	高崎市保健所 保健予防課 (027-381-6112)	すみやかに変更の手続きをしてください。	小児慢性特定疾患医療受給者証	
	特定疾患医療給付受給者証				特定疾患医療給付受給者証・住民票または住所変更手続済の自動車運転免許証など・印鑑	
	肝炎治療受給者証				肝炎治療受給者証・住民票または住所変更手続済の自動車運転免許証など・印鑑	
	予防接種通知書(予診票)	左記の通知書をお持ちの方			住所欄をご自分で訂正してください。	
	病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所、登録衛生検査所の所在地変更、または開設者、管理者の住所変更	左記の病院等の開設者	高崎市保健所 保健医療総務課 (027-381-6111)	実施後10日以内(登録衛生検査所は30日以内)に変更の手続きをしてください。	変更証明書、印鑑、変更届	
医療法人の所在地変更、定款変更及び理事長の住所変更	医療法人及び理事長		ご相談ください。			
市役所関係	住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方	市役所市民課 (027-321-1232)	期限はありませんがなるべく早めにカード記載の住所を書き換えてください。	住民基本台帳カード	
	在留カード 特別永住者証明書				在留カード 特別永住者証明書	
	年金受給者の住所変更	国民年金または厚生年金を受給中の方(共済組合を除く)	市役所保険年金課 (027-321-1238) 高崎年金事務所 (027-322-4299)	住所変更のハガキを日本年金機構へ、お早めに提出してください。ただし、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、届出は原則不要になります。共済組合については、各共済組合へお問い合わせください。	住所変更届のハガキは、市役所または高崎年金事務所にあります。	
	介護保険被保険者証	被保険者	市役所介護保険課 (027-321-1219)	すみやかに変更の手続きをしてください。	介護保険被保険者証	
身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方	市役所障害福祉課 (027-321-1245)	すみやかに変更の手続きをしてください。	身体障害者手帳・印鑑		
図書利用券	左記のカードをお持ちの方	中央図書館 (027-322-7919) 及び最寄りの図書館	来館の際、変更手続きをしてください。	図書利用券・変更証明書・本人確認できるもの(免許証・保険証・学生証など)		
その他	理容師、美容師の免許証の住所変更	左記の免許証をお持ちの方	(財)理容師美容師試験研修センター (03-5579-0911)	すみやかに変更の手続きをしてください。	免許証、その他センターに確認	
	社会保険証等	左記の証書をお持ちの方	それぞれの所属する機関で変更の手続きをしてください。			
	各種免許証、資格、許可、認可証等の住所変更	各種の法律、条例等に基づく各種免許証、資格、許可、認可証等の所有者	法律、条例等の定めるところによります。	法律、条例等に定める期限内	法律、条例等に定める必要書類	
	各種有価証券の住所変更	預金通帳、株券、社債等の各種有価証券の所有者	各規約等に定めるところによります。	各規約等に定める期限内	各規約等に定める必要書類	
会社や学校(義務教育を除く)その他、地番(番地)変更手続きの必要なものはすみやかに済ませてください。 電気、電話、ガス等はそれぞれの機関にお問い合わせください。						

その他の手続き(皆様の手続きは不要です。)

件名	問い合わせ先	摘要
国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証	市役所保険年金課 (027-321-1235)	新しい被保険者証などを郵送いたしますので、手続きは不要です。
国民健康保険限度額適用認定証	市役所保険年金課 (027-321-1236)	
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 福祉医療費受給資格者証 高齢者医療費受給資格者証	市役所保険年金課 (027-321-1237)	

※変更証明書は区画整理課換地担当で無料発行します。

地番変更についてのお問い合わせは・・・ **高崎市役所区画整理課 換地担当**

電話 027-321-1275(区画整理課 直通)